

枕崎市地域公共交通計画策定支援業務仕様書

1 委託業務名

枕崎市地域公共交通計画策定支援業務

2 業務目的

本市では、令和4年3月に枕崎市地域公共交通計画を策定し、将来にわたり持続可能な公共交通体系の構築を目指して各種施策を推進してきたが、同計画の計画期間が令和8年度末で終了することから次期枕崎市地域公共交通計画を策定する。

本市における65歳以上の老年人口割合は、41.0%（令和2年国調）に達し、県平均（32.5%）、全国平均（28.8%）と比較しても高齢化が進行しており、今後20年間で生産年齢人口のさらなる減少と、高齢化の進展が見込まれている。

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりのためには「移動」は欠かせない存在であるが、人口減少等に伴う利用者の減少、深刻な運転士不足、人件費や燃料費の高騰等により、公共交通サービスの維持・確保がより一層厳しさを増している。このようなことから、今後の地域公共交通需要に対応するため、市全域においてより効率的で持続可能な公共交通体系を構築することが喫緊の課題となっており上位計画である第7次総合振興計画や都市計画マスタープラン等の関連計画との整合を図りつつ、次期枕崎市地域公共交通計画の策定を目的とする。

3 対象区域

枕崎市全域

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

5 業務委託内容

本業務は国の補助事業（地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（地域公共交通計画策定事業）））を活用し、以下の業務を行う。

(1) 計画準備

本業務の作業を円滑に進めるため、業務の具体的な進め方及びスケジュールに関する業務計画書を作成し、委託者と十分な打合せを行う。

(2) 地域特性及び公共交通の現状把握

上位関連計画の公共交通の位置づけ、関連施策事業の整理、地域特性及

び地域輸送資源の現状整理を行う。

①上位計画である第7次総合振興計画や都市計画マスタープラン等における公共交通の位置付け

②人口（構成・分布）及び、生活関連施設や医療機関などの分布状況

③路線図や時刻表、乗合タクシーの利用状況等、既存資料をもとに、公共交通の運行状況や利用状況を整理及びODデータを作成する。

④近隣市町との広域交通に関連する運行状況（南さつま市他）

(3) 枕崎市地域公共交通計画の総括・効果検証

枕崎市地域公共交通計画で位置づけた各種事業の実施可否、事業の効果の検証、総括を行い、次期枕崎市地域公共交通計画への反映を検討する。

(4) 公共交通の利用実態及びニーズ把握調査

①市民アンケート調査

日常における市民の移動状況や公共交通の利用状況、公共交通に対する評価、要望等を把握するため、市民を対象にしたアンケート調査を実施する。

具体的な調査方法や調査項目等については発注者との協議の上、決定する。

②利用者アンケート乗込調査（路線バス・乗合タクシー・鉄道）

路線バス・乗合タクシー・鉄道の利用者の特性、利用目的等の実態を把握するため、利用者を対象としたアンケート調査を実施する。

具体的な調査方法や調査項目等については発注者との協議の上、決定する。

③関係者ヒアリング調査

関係事業者等からみた公共交通の問題点・課題等を把握するため、交通事業者や医療機関等を対象としたアンケート調査を実施する。

具体的な調査方法や調査項目等については発注者との協議の上、決定する。

④人流データ分析

既存の公共交通サービスの恩恵を十分に受けられていない層の潜在的ニーズを把握するため、人流データ分析を実施する。

(5) 乗合タクシーの「利便性・効率性向上（ブラッシュアップ）」の検討

現在実証運行中の乗合タクシーの問題点・課題を整理し、移動利便性および運行効率化の向上に向けた見直しについて検討する。

(6) 「持続可能な公共交通ネットワーク」の再構築に向けた交通体系の検討

各種アンケート調査及び人流データ分析に基づき、本市全域における新たな交通体系の基本骨格を検討する。

(7) 「持続可能な体制」に向けた多様な関係者が参画する協働の仕組みの検討

本市の持続可能な地域公共交通体系の構築に向けて、公共交通を支える新たな人材確保によるライドシェア等の新たな交通サービス導入を見据えた、多様な関係者が参画する協働の仕組みについて検討を行う。

(8) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施に関する公表用資料の作成支援を行う。

また、パブリックコメントで寄せられた意見に対する対応案についても検討する。

(9) 次期枕崎市地域公共交通計画の取りまとめ

地域公共交通活性化再生法の規定に基づく必要な事項や、各種調査結果を踏まえた枕崎市が目指すべき公共交通の在り方や方向性及び目標、活性化に向けた事業等を「枕崎市地域公共交通計画」として、実効性のある計画を取りまとめる。

(10) 枕崎市地域公共交通会議の運営支援

枕崎市地域公共交通会議で使用する資料の作成、会議録の作成等、会議運営の支援を行う。(年3回程度を想定)

(11) 報告書作成

(1)～(10)の結果を報告書として取りまとめる。

(12) 協議・打合せ

本業務の着手時、中間、成果品提出時の3回のほか、必要に応じて打合せ協議を実施する。

6 工程管理

本業務遂行にあたり、受託者は業務の着手及び完了にあたって、次の書類を提出すること。

(1) 業務着手時

- ①業務着手届
- ②業務工程表
- ③その他本市が指定する書類

(2) 業務完了時

- ①業務完了届
- ②その他本市が指定する書類

7 秘密の保持

本業務の履行に関して知り得た情報(個人情報など)を他に利用、開示して

はならない。また、個人情報を含む貸与資料については、関係法令等を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うものとする。

8 成果品の提出

(1) 成果品の内容

本業務の成果品は以下の電子データ一式とする。

- ①枕崎市地域公共交通計画（本編）
- ②枕崎市地域公共交通計画（概要版）

(2) 成果品の訂正

受注者は、提出した成果品の誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっても発注者と協議のうえ、受注者の負担において速やかに訂正し、発注者へ再度提出しなければならない。

9 資料の提供

(1) 委託者は、本業務に必要と認める資料について、受託者に貸与するものとする。

(2) 受託者は、資料等の紛失、汚損、破損等のないよう、その保管に関して細心の注意を払わなければならない。また、受託者は、業務終了後は遅滞なく委託者へ返却し、万一資料等の紛失、汚損、破損等が生じ場合は、受託者に置いて一切の責任を負うものとする。

10 その他留意事項

(1) 本仕様書に明示されていない事項及び疑義を生じた事項については、速やかに担当者と協議の上、その指示に従うこと。

(2) 受託者は、同様の業務に精通し、的確な進行管理を行える担当者を配置する。

(3) 委託者は、受託者に対し必要に応じて策定状況等について、報告を求めものとする。

(4) 受託者は、本業務についての秘密を遵守し、委託者の許可なしに他に漏洩したり、転用したりしてはならない。

(5) 受託者は、委託者への報告・納品等の期限及びスケジュールを厳守すること。

(6) 受託者は、委託業務を一括して他に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。